



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

上場会社名 株式会社 筑波銀行
代 表 者 名 取締役頭取 藤川 雅海
(コード番号 8338 東証第 1 部)
問 合 せ 先 執行役員総合企画部長 根本 和浩
(TEL. 029-859-8111)

定款一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 28 日開催の第 92 期定時株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 平成 28 年 4 月 1 日に第二種優先株式の取得および消却を実施したことに伴い、第二種優先株式の発行枠および関連規定を廃止するものであります。
- (2) 上記変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 28 年 6 月 28 日 (火)
定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 28 日 (火)

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

総合企画部 広報室 檜山
TEL : 029-859-8111
(内線) 3730

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当銀行の発行可能株式総数は、333,000,000株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は333,000,000株、<u>第二種優先株式の発行可能種類株式総数は709,500株</u>、第三種優先株式の発行可能種類株式総数は10,000,000株、第四種優先株式の発行可能種類株式総数は100,000,000株とする。</p> <p>第2章の2 <u>第二種優先株式</u></p> <p><u>(第二種優先期末配当金)</u></p> <p>第12条 当銀行は、定款第45条に定める期末配当金を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された<u>第二種優先株式を有する株主（以下第二種優先株主という）または第二種優先株式の登録株式質権者（以下第二種優先登録株式質権者という）</u>に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録株式質権者という）に先立ち、<u>第二種優先株式1株につき年60円の期末配当金（以下第二種優先期末配当金という）を支払う。</u></p> <p><u>ただし、当該事業年度において第12条の2に定める第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</u></p> <p><u>2. ある事業年度において第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第二種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p>	<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当銀行の発行可能株式総数は、333,000,000株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は333,000,000株、第三種優先株式の発行可能種類株式総数は10,000,000株、第四種優先株式の発行可能種類株式総数は100,000,000株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

3. 第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、第二種優先期末配当金を超えて配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号口もしくは同法第 760 条第 7 号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号口もしくは第 765 条第 1 項第 8 号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(第二種優先中間配当金)

第 12 条の 2 当銀行は、第 46 条に定める中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式 1 株につき 30 円の中間配当金（本定款において第二種優先中間配当金という）を支払う。

(削除)

(残余財産の分配)

第 12 条の 3 当銀行は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式 1 株につき 3,000 円を支払う。

(削除)

2. 第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

(議決権)

第 12 条の 4 第二種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(削除)

ただし、第二種優先株主は、定時株主総会に第二種優先期末配当金の額全部（第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定

時株主総会より、第二種優先期末配当金の額全部（第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、第二種優先期末配当金の額全部（第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

（株式の併合または分割、株式の割当てを受ける権利等）

第 12 条の 5 当銀行は、法令に別段の定めがある場合を除き、第二種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

2. 当銀行は、第二種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

（第二種優先株式の取得）

第 12 条の 6 当銀行は、平成 27 年 10 月 29 日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第二種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかる第二種優先株式を取得するのと引換えに、第二種優先株式 1 株につき 3,000 円を交付するものとする。なお、第二種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

第 2 章の 3 第三種優先株式

（第三種優先期末配当金）

第 12 条の 7 当銀行は、定款第 45 条に定める期末配当金を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第三種優先株式を有する株主（以下第三種優先株主という）または第三種優先株式の登録株式質権者

（削除）

（削除）

第 2 章の 2 第三種優先株式

（第三種優先期末配当金）

第 12 条 当銀行は、定款第 45 条に定める期末配当金を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第三種優先株式を有する株主（以下第三種優先株主という）または第三種優先株式の登録株式質権者（以

(以下第三種優先登録株式質権者という)に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第三種優先株式1株につき、1株当たりの払込金額相当額(ただし、第三種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、第三種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭の期末配当金(以下第三種優先期末配当金という)を支払う。配当年率は、8%を上限とする。

ただし、当該事業年度において第12条の8に定める第三種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(以下省略)

第12条の8~第12条の12

(条文省略)

第2章の4 第四種優先株式

(第四種優先期末配当金)

第12条の13 当銀行は、定款第45条に定める期末配当金を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第四種優先株式を有する株主(以下第四種優先株主という)または第四種優先株式の登録株式質権者(以下第四種優先登録株式質権者という)に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)に、第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭の期末配当金(以下第四種優先期末配当金という)を支払う。配当年率は、

下第三種優先登録株式質権者という)に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第三種優先株式1株につき、1株当たりの払込金額相当額(ただし、第三種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、第三種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭の期末配当金(以下第三種優先期末配当金という)を支払う。配当年率は、8%を上限とする。

ただし、当該事業年度において第12条の2に定める第三種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(現行どおり)

第12条の2~第12条の6

(現行どおり)

第2章の3 第四種優先株式

(第四種優先期末配当金)

第12条の7 当銀行は、定款第45条に定める期末配当金を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第四種優先株式を有する株主(以下第四種優先株主という)または第四種優先株式の登録株式質権者(以下第四種優先登録株式質権者という)に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)に、第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭の期末配当金(以下第四種優先期末配当金という)を支払う。配当年率は、

8%を上限とする。

ただし、当該事業年度において第12条の14に定める第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(以下省略)

第12条の14～第12条の20

(条文省略)

(優先順位)

第12条の21 第二種優先株式、第三種優先株式および第四種優先株式にかかる優先期末配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、それぞれ同順位とする。

(除斥期間)

第12条の22 第47条の規定は、第二種優先期末配当金、第二種優先中間配当金、第三種優先期末配当金、第三種優先中間配当金、第四種優先期末配当金および第四種優先中間配当金の支払についてこれを準用する。

8%を上限とする。

ただし、当該事業年度において第12条の8に定める第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(現行どおり)

第12条の8～第12条の14

(現行どおり)

(優先順位)

第12条の15 第三種優先株式および第四種優先株式にかかる優先期末配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、それぞれ同順位とする。

(除斥期間)

第12条の16 第47条の規定は、第三種優先期末配当金、第三種優先中間配当金、第四種優先期末配当金および第四種優先中間配当金の支払についてこれを準用する。